



災害被災者に対する自動車税の減免について

自動車が発災により損害を受け、被災した自動車に代わる自動車(以下「代替自動車」という。)を取得したり、被災した自動車の修理を行った場合は、自動車税の減免(以下「災害減免」という。)を受けることができます。

ただし、減免は申請をしなければ受けることができませんので手続きの方法等詳細については、下記の事項をご確認いただいた上で岐阜県自動車税事務所へお問い合わせください。

- 1 自動車税については、いわゆる車両保険に加入し保険金を受けられる場合には保険金により補てんされる金額を除いて損害の程度を算定するため、災害減免を受けることができない場合があります。
- 2 災害減免制度は、減免できる対象車両に制限がありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 災害減免申請を希望される場合は、代替自動車の登録日が申請期限となる場合もあるため、代替自動車を登録(購入)される前にあらかじめご相談をお願いします。

〒501-6192 岐阜市日置江 2648-3 岐阜県自動車税事務所 課税管理係
TEL058-279-3781 音声案内「4」

○代替自動車を取得した場合

災害によって被災した自動車が滅失又は損壊して修理不能となり、その価額(注①)の50%以上の損害(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額及び残存価額を除く)を受け、その自動車に代わる自動車(注②、③)を災害のあった日から3ヵ月以内に取得したとき

(注) ①「その価額」とは、被災した自動車の型式、類別等から算出される車の残存価額をいい、登録年数が古ければ金額は小さくなります。

②被災した自動車が、永久抹消登録又は解体されることが必要です。

③代替自動車は、被災した自動車と同程度以下のものである場合に限り減免が受けられます。

1. 代替自動車を新規登録で取得 …… 新車、ナンバーの付いていない中古車を購入した場合など

- (1) 減 免 額 代替自動車に対する自動車税年税額の1/2の額
※減免すべき額が、代替自動車の登録年度の自動車税額を超える時は、その超えた額を翌年度の自動車税額から減免します。
- (2) 提出(提示)書類 ① 災害減免申請書 第106号様式 (お問い合わせ時に送付します。)
②市町村長の罹(り)災証明書
・罹(り)災証明書で確認できない場合は、被害概況書をあわせて提出願います。
③被災自動車の抹消登録証明書の写し又はリサイクル引取証明書の写し
④代替自動車の自動車検査証の原本又は自動車検査証記録事項の原本もしくは写し
⑤保険金等によって補填されるべき金額がないことを証する書類
・任意保険の保険証の補償内容(車両保険未加入部分)の写し等
- (3) 提出期限 代替自動車の登録日
- (4) 提出先 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所

2 代替自動車を移転登録(名義変更)で取得 …… 中古車を名義変更で購入した場合など

- (1)減 免 額 代替自動車に対する翌年度の自動車税年税額の1/2の額
- (2)提出(提示)書類 ①災害減免申請書 第106号様式 (お問い合わせ時に送付します。)
②市町村長の罹(り)災証明書
・罹(り)災証明書で確認できない場合は、被害概況書をあわせて提出願います。
③被災自動車の抹消登録証明書の写し又はリサイクル引取証明書の写し
④代替自動車の自動車検査証の原本又は自動車検査証記録事項の原本もしくは写し
⑤保険金等によって補填されるべき金額がないことを証する書類
・任意保険の保険証の補償内容(車両保険未加入部分)の写し等
- (3)提出期限 翌年度の自動車税の納期限(通常5月31日)
- (4)提出先 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所

○被災自動車を所有する場合

災害によって被災した自動車の価額(注)の50%以上の損害(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)を受けた自動車を所有するとき

(注)「被災した自動車の価額」とは、自動車の型式、類別等から算出される車の残存価額をいい、登録年式が古ければ金額は小さくなります。

- (1)減 免 額 災害のあった日以後最初に納期限の到来する自動車税額の1/2の額
- (2)提出書類 ①災害減免申請書 第106号様式 (お問い合わせ時に送付します。)
②市町村長の罹(り)災証明書
・罹(り)災証明書で確認できない場合は、被害概況書をあわせて提出願います。
③修繕費請求書の写し又は見積書の写し(登録番号を明記したもの)
④保険金等によって補填されるべき金額がないことを証する書類
・任意保険の保険証の補償内容(車両保険未加入部分)の写し等
- (3)提出期限 災害のあった日以後最初に到来する自動車税の納期限(通常5月31日)
- (4)提出先 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所

○事業用資産、住宅又は家財に損害を受けた場合

前年の合計所得金額が500万円以下である個人の方が、災害によって事業用資産、住宅又は家財に50%以上の損害(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)を受けたとき

- (1)減 免 額 災害のあった日以後最初に納期限の到来する自動車税額の1/2の額
- (2)提出書類 ①災害減免申請書 第106号の2様式 (お問い合わせ時に送付します。)
②市町村長の罹(り)災証明書
・罹(り)災証明書で確認できない場合は、被害概況書をあわせて提出願います。
③前年の合計所得金額に関する証明書
④保険金等によって補填されるべき金額を証する書類
・保険金等の受け取りを証する書類の写し(保険金等を受領した場合)等
- (3)提出期限 災害のあった日以後最初に到来する自動車税の納期限(通常5月31日)
- (4)提出先 自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所

※ 詳細は、下記へお問い合わせください。

〒501-6192 岐阜市日置江 2648-3 岐阜県自動車税事務所 課税管理係
TEL058-279-3781 音声案内「4」